

令和5年(措)第2号

排 除 措 置 命 令 書

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

同代表者 代表取締役 大 谷 真 哉

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 中部電力管内又は関西電力管内（以下「2地区」という。）に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、中部電力ミライズ、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）及び関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の3社（以下「3社」という。）が、遅くとも平成30年11月2日以降（中部電力にあっては令和2年3月31日までの間、中部電力ミライズにあっては同年4月1日以降）共同して行っていた、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限する旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、他の事業者と共同して、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、互いに、相

手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限する行為を行わず、自主的に大口顧客に係る営業活動を行うこと。

- (3) 今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、電気料金及び見積り（電気料金に係る見積りをいう。以下同じ。）提示に関する情報交換を行わないこと。
- 2 中部電力ミライズは、前項に基づいて採った措置を、2地区に所在する大口顧客に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 中部電力ミライズは、今後、他の事業者と共同して、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、互いに、相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限する行為を行ってはならない。
- 4 中部電力ミライズは、今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、電気料金及び見積り提示に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 中部電力ミライズは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 役員及び従業員に対する、電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
 - (2) 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員及び従

業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

(3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

6 中部電力ミライズは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 中部電力ミライズは、肩書地に本店を置き、株式会社JERA（以下「JERA」という。）等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

なお、中部電力ミライズは、令和2年4月1日、商号を、中部電力小売電気事業分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、名宛人以外の中部電力から、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条に規定される一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。以下同じ。）を承継した者である。

イ 中部電力は、名古屋市東区東新町1番地に本店を置き、自ら発電し、又は電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）等から調達した電気の小売供給を行う事業を営んでいた者であり、平成31年4月1日、火力発電に係る事業を、自社が50パーセント出資するJERAに承継させ、同日以降、自社が小売供給を行う電気をJERA等から調達するなどしていた。

なお、中部電力は、前記のとおり、令和2年4月1日、中部電力ミライズに対し、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部を承継させ、同日以降、同事業を営んでいない。

ウ 名宛人以外の関西電力は、大阪市北区中之島三丁目6番16号に本店を

置き、自ら発電し、又は電源開発等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

エ 中部電力及び関西電力（以下「2社」という。）は、従来、電気事業法による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた者（以下「旧一般電気事業者」という。）であった。

オ 3社は、電気の小売供給の自由化（特別高圧需要にあつては平成12年3月。高圧大口需要にあつては平成16年4月。）以降も、それぞれ、中部電力（令和2年4月1日以降にあつては中部電力ミライズをいう。）にあつては中部電力管内において、関西電力にあつては関西電力管内において、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電し、又は電源開発等から調達しており、当該自ら発電するなどした電気を、自ら小売供給するほか、直接又は日本卸電力取引所を介して、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者に供給していた。

(2) 電気の供給者の決定方法等

ア 2地区に所在する大口顧客は、電気の小売供給を行う事業を営む者又はその代理業者（以下「小売供給事業者等」という。）に見積りを提出させて、当該小売供給事業者等との間で交渉を行うなどして、自らが使用する電気の供給者を決定していた。

イ 3社は、代理業者が大口顧客に見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値をあらかじめ定め、又は、代理業者が大口顧客に見積り提示する電気料金等について指示していた。

ウ 3社は、紹介業者から紹介を受けて、2地区に所在する大口顧客に見積り提示することがあった。

2 合意及び実施方法等

(1) 旧一般電気事業者の間では、かねてから、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていたところ、関西電力は、平成29年11月頃に、「仁義切り」と称して中部電力管内で大口顧客の獲得のための営業活動を開始する旨を中部電力に伝えた。その際に、2社は、役員級の者による情報交換を継続することとした。

(2) 平成29年11月頃以降、中部電力管内に所在する大口顧客の獲得のために関西電力が中部電力管内に営業拠点を設置して安値の見積り提示による

営業活動を開始したことを契機として、2社は、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客を獲得するため、又は、自社の供給区域において自社が小売供給を行う大口顧客を相手方に獲得されることを防ぐため、2地区に所在する大口顧客に対して安値の見積り提示をするようになった。

- (3) 前記(2)により、2地区に所在する大口顧客の電気料金水準が低下したことから、平成30年春頃以降、2社は、それぞれ、2地区に所在する大口顧客の電気料金水準の低落を防止して自社の利益を確保する必要性を認識した。
- (4) 2社は、平成30年7月頃以降、役員級の者が面談するなどして、遅くとも同年11月2日までに、2地区に所在する大口顧客に対する安値の見積り提示による電気料金水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意し、中部電力ミライズは、前記のとおり、令和2年4月1日、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力から承継することにより、同社に替わって当該合意に参加した。
- (5) 2社（令和2年4月1日以降は、中部電力ミライズ及び関西電力。以下同じ。）は、当該合意の下に、
 - ア 関西電力にあっては、中部電力管内に所在する大口顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から大口顧客の紹介を受けて行うもの及び大口顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する
 - イ 中部電力にあっては、関西電力管内に所在する大口顧客の獲得に係る目標を大幅に減少させる
 - ウ 相手方の供給区域において、相手方が小売供給を行う大口顧客に対して獲得が見込まれない見積りを提示し、又は、見積り提示を辞退する
 - エ 相手方の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準となる電気料金下限値を引き上げることなどにより、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金水準を上昇させる
 - オ 自社の供給区域において、大口顧客に対して見積り提示する際に基準

となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させる

などしていた。

3 実施状況

- (1) 2社は、役員級の者が面談するなどして、互いに、相手方の供給区域に所在する大口顧客に対して見積り提示する電気料金の水準を上昇させていることなどを確認し、前記2(4)の合意の実効を確保していた。
- (2) 2社は、前記2(5)により、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限し、自社の供給区域において自社が小売供給を行う大口顧客の電気料金の水準を維持又は上昇させていた。

4 合意の消滅

- (1) 中部電力は、前記のとおり、令和2年4月1日、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部を中部電力ミライズに承継させた。当該吸収分割に伴い、中部電力ミライズが中部電力に替わって前記2(4)の合意に参加したことから、中部電力は、同日以降、同合意に参加していない。
- (2) 関西電力は、令和2年10月29日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社における電気の小売供給に係る部門の責任者に対して前記2(4)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意することにより、公共の利益に反して、2地区に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限

に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、中部電力ミライズについては、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、中部電力ミライズに対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年3月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

別紙

番号	用語	定義
1	供給区域	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく、一般電気事業を営むことについての許可に係る供給区域
2	中部電力管内	中部電力の供給区域
3	関西電力管内	関西電力の供給区域
4	特別高圧需要	7,000ボルトを超える電圧で電気の供給を受け、契約電力（小売供給に関する契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）が原則として2,000キロワット以上の需要
5	高圧大口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上かつ原則として2,000キロワット未満の需要
6	官公庁等	国、地方公共団体、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第2項に規定する特定法人、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会
7	大口顧客	特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の使用者（官公庁等を除く。）
8	小売供給	一般の需要に応じ電気を供給すること
9	代理業者	小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う事業者
10	紹介業者	小売供給に係る事業を営む事業者に対し、当該事業者が電気料金に係る見積りを提示することが可能な電気の使用者を紹介する事業者

番号	用語	定義
1 1	電気料金	小売供給を行う電気に係る料金

令和5年（措）第3号

排 除 措 置 命 令 書

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

同代表者 代表取締役 瀧 本 夏 彦

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 中国電力管内又は関西電力管内（以下「2地区」という。）に所在する相對顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等（競争入札により自らが使用する電気の供給者を決定する者に限る。以下同じ。）に対して小売供給を行う電気について、中国電力及び関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の2社（以下「2社」という。）が、遅くとも平成30年11月8日以降共同して行っていた、以下の合意が消滅していることを確認すること。
 - ア 互いに、相手方の供給区域に所在する相對顧客の獲得のための営業活動を制限すること。
 - イ 関西電力にあっては、中国電力管内において平成30年11月8日以降順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限すること。
 - (2) 今後、他の事業者と共同して、2地区に所在する相對

顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、相対顧客の獲得のための営業活動を制限する行為並びに官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限する行為を行わず、自主的に相対顧客に係る営業活動を行うこと並びに官公庁入札における入札参加及び提示する電気料金の決定を行うこと。

- (3) 今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、電気料金、見積り（電気料金に係る見積りをいう。以下同じ。）提示及び入札参加に関する情報交換を行わないこと。
- 2 中国電力は、前項に基づいて採った措置を、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 中国電力は、今後、他の事業者と共同して、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、相対顧客の獲得のための営業活動を制限する行為並びに官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限する行為を行ってはならない。
- 4 中国電力は、今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、電気料金、見積り提示及び入札参加に関する情報交換を行ってはならない。
- 5 中国電力は、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければなら

ず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 役員及び従業員に対する、電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
- (2) 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

6 中国電力は、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 中国電力は、肩書地に本店を置き、自ら発電し、又は電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

イ 名宛人以外の関西電力は、大阪市北区中之島三丁目6番16号に本店を置き、自ら発電し、又は電源開発等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

ウ 2社は、従来、電気事業法（昭和39年法律第170号）による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた者（以下「旧一般電気事業者」という。）であった。

エ 2社は、電気の小売供給の自由化（特別高圧需要にあつては平成12年3月。高圧大口需要にあつては平成16年4月。高圧小口需要にあつては平成17年4月。）以降も、それぞれ、中国電力にあつては中国電力管内

において、関西電力にあっては関西電力管内において、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電し、又は電源開発等から調達しており、当該自ら発電するなどした電気を、自ら小売供給するほか、直接又は日本卸電力取引所を介して、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者に供給していた。

(2) 電気の供給者の決定方法等

ア 2地区に所在する相対顧客は、電気の小売供給を行う事業を営む者又はその代理業者（以下「小売供給事業者等」という。）に見積りを提出させて、当該小売供給事業者等との間で交渉を行うなどして、自らが使用する電気の供給者を決定していた。

イ 2社は、代理業者が相対顧客に見積り提示する際に基準となる電気料金の下限値をあらかじめ定め、又は、代理業者が相対顧客に見積り提示する電気料金等について指示していた。

ウ 2社は、紹介業者から紹介を受けて、2地区に所在する相対顧客に見積り提示することがあった。

エ 中国電力管内に所在する官公庁等は、競争入札の方法により、電気の小売供給を行う事業を営む者が提示した電気料金のうち最も低い電気料金を提示した者を自らが使用する電気の供給者として決定していた。

2 合意及び実施方法等

(1) 旧一般電気事業者の間では、かねてから、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていたところ、関西電力は、平成29年11月頃に、「仁義切り」と称して、中国電力管内で相対顧客の獲得のための営業活動を開始する旨及び中国電力管内の官公庁入札に参加する旨を中国電力に伝えた。その際に、2社は、役員級の者による情報交換を継続することとした。

(2) 平成29年11月頃以降、中国電力管内に所在する相対顧客の獲得のために関西電力が中国電力管内に営業拠点を設置して安値の見積り提示による営業活動を開始したことや、中国電力管内に所在する官公庁等が実施する競争入札に関西電力が参加したことを契機として、2社は、以下の行為を行った。

ア 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客を獲得するため、又は、

自社の供給区域に所在する相対顧客を相手方に獲得されることを防ぐため、相対顧客に対して安値の見積り提示をした。

イ 中国電力管内に所在する官公庁等が使用する電気の供給者となるため、中国電力管内の官公庁入札で安値の電気料金を提示した。

(3) 前記(2)により、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等の電気料金の水準が低下したことから、2社は、それぞれ、電気料金の水準の低落を防止して自社の利益を確保する必要性を認識した。

(4) 2社は、平成30年6月頃以降、役員級の者が面談するなどして、遅くとも同年11月8日までに、相対顧客に対する安値の見積り提示及び中国電力管内の官公庁入札での安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、

ア 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する

イ 関西電力にあっては、中国電力管内において同日以降順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意した。

(5) 2社は、当該合意の下に、

ア 相手方の供給区域に所在する相対顧客に対する見積り提示を、代理業者を通じて行うもの、紹介業者から相対顧客の紹介を受けて行うもの及び相対顧客から見積り提示の依頼を受けるなどして行うものに限定する

イ 相手方の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、関西電力にあっては見積りの基準となる電気料金の下限値を引き上げること、中国電力にあっては見積り提示する電気料金の基準を引き上げることにより、相手方の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金の水準を上昇させる

ウ 自社の供給区域において、相対顧客に対して見積り提示する際に、見積りの基準となる電気料金の下限値を引き上げることなどにより、自社の供給区域に所在する相対顧客に見積り提示する電気料金の水準を維持又は上昇させる

エ 関西電力にあっては、中国電力管内の官公庁入札について、1年間に

供給する電力量が30万キロワットアワー未満の官公庁入札に参加しないこと及び電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げて当該下限値未満の電気料金を提示しないことを中国電力に伝える
オ 中国電力にあつては、中国電力管内の官公庁入札で提示する電気料金の水準を上昇させる
などしていた。

3 実施状況

- (1) 2社は、役員級の者が面談するなどして、互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動の制限に係る状況を確認するなどし、前記2(4)の合意の実効を確保していた。
- (2) 2社は、前記2(5)により、互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限し、また、自社の供給区域に所在する相対顧客の電気料金の水準を維持又は上昇させていた。
- (3) 前記2(5)により、関西電力にあつては中国電力管内の官公庁入札において入札参加及び安値による入札を制限し、また、中国電力にあつては中国電力管内に所在する官公庁等の電気料金の水準を上昇させていた。

4 合意の消滅

関西電力は、令和2年10月29日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社における電気の小売供給に係る部門の責任者に対して前記2(4)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、2地区に所在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限すること、並びに、関西電力にあつては、中国電力管内において平成30年11月8日以降順次実施される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限することを合意することにより、公共の利益に反して、2地区に所

在する相対顧客及び中国電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、中国電力については、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、中国電力に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年3月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

別紙

番号	用語	定義
1	供給区域	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく、一般電気事業を営むことについての許可に係る供給区域
2	中国電力管内	中国電力の供給区域
3	関西電力管内	関西電力の供給区域
4	特別高圧需要	7,000ボルトを超える電圧で電気の供給を受け、契約電力（小売供給に関する契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）が原則として2,000キロワット以上の需要
5	高圧大口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上かつ原則として2,000キロワット未満の需要
6	高圧小口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が原則として50キロワット以上かつ500キロワット未満の需要
7	官公庁等	特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の使用者であつて、国、地方公共団体、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第2項に規定する特定法人、又は政府調達に関する協定附属書I付表3（平成24年3月30日改正）に記載の機関
8	相対顧客	特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電

番号	用語	定義
		気の使用（官公庁等を除く。）
9	競争入札	一般競争入札及び指名競争入札（これらの入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）
10	官公庁入札	官公庁等が自ら使用する電気の供給者を決定するために実施する競争入札
11	小売供給	一般の需要に応じ電気を供給すること
12	代理業者	小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う事業者
13	紹介業者	小売供給に係る事業を営む事業者に対し、当該事業者が電気料金に係る見積りを提示することが可能な電気の使用者を紹介する事業者
14	電気料金	小売供給を行う電気に係る料金

令和5年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

同代表者 代表取締役 池 辺 和 弘

福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGビル

九電みらいエナジー株式会社

同代表者 代表取締役 水 町 豊

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）及び九電みらいエナジー株式会社（以下「九電みらいエナジー」という。）の2社（以下「九電2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 九州電力管内又は関西電力管内（以下「2地区」という。）に所在する官公庁等（競争入札等により自らが使用する電気の供給者を決定する者に限る。以下同じ。）に対して小売供給を行う電気について、九電2社及び関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の3社（以下「3社」という。）が、遅くとも平成30年10月12日以降（九電みらいエナジーにあっては遅くとも同月

3 1日以降)共同して行っていた、互いに、相手方(九電2社にあっては関西電力を、関西電力にあっては九電2社をいう。以下同じ。)の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限する旨の合意が消滅していることを確認すること。

- (2) 今後、他の事業者(九州電力にあっては九電みらいエナジーを、九電みらいエナジーにあっては九州電力を除く。以下主文において同じ。)と共同して、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限する行為を行わず、自主的に官公庁入札等において提示する電気料金の決定を行うこと。
 - (3) 今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、電気料金及び官公庁入札等での電気料金の提示に関する情報交換を行わないこと。
- 2 九電2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、2地区に所在する官公庁等に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 九電2社は、今後、他の事業者と共同して、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限する行為を行ってはならない。
 - 4 九電2社は、今後、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者と、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、電気料金及び官公庁入札等での電気料金の提示に関する情報交換を行ってはならない。
 - 5 九電2社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措

置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 役員及び従業員に対する、電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底(九電みらいエナジーにあっては当該行動指針の作成及び役員及び従業員に対する周知徹底)
- (2) 電気の小売供給に係る営業活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該営業活動に従事する役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

6 九電2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 九州電力は、肩書地に本店を置き、自ら発電し、又は電源開発株式会社(以下「電源開発」という。)等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

イ 九電みらいエナジーは、肩書地に本店を置き、九州電力等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

ウ 九州電力は、九電みらいエナジーの株式の全てを保有し、九電みらいエナジーによる電気の小売供給を行う事業の方針を定め、当該方針に基づき九電みらいエナジーに当該事業を行わせていた。

エ 名宛人以外の関西電力は、大阪市北区中之島三丁目6番16号に本店を

置き、自ら発電し、又は電源開発等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者である。

オ 九州電力及び関西電力（以下「2社」という。）は、従来、電気事業法（昭和39年法律第170号）による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた者（以下「旧一般電気事業者」という。）であった。

カ 2社は、電気の小売供給の自由化（特別高圧需要にあつては平成12年3月、高圧大口需要にあつては平成16年4月、高圧小口需要にあつては平成17年4月。）以降も、それぞれ、九州電力にあつては九州電力管内において、関西電力にあつては関西電力管内において、各供給区域における電気の需要の大部分に相当する電気を自ら発電し、又は電源開発等から調達しており、当該自ら発電するなどした電気を、自ら小売供給するほか、直接又は日本卸電力取引所を介して、電気の小売供給を行う事業を営む他の事業者に供給していた。

(2) 電気の供給者の決定方法

2地区に所在する官公庁等は、競争入札等の方法により、電気の小売供給を行う事業を営む者が提示した電気料金のうち最も低い電気料金を提示した者を自らが使用する電気の供給者として決定していた。

2 合意及び実施方法等

(1) 旧一般電気事業者の間では、かねてから、電気の小売供給に係る営業活動の方針、状況等について情報交換が行われていたところ、関西電力は、平成29年12月頃に、「仁義切り」と称して、九州電力管内の官公庁入札等に参加する旨を九州電力に伝えた。その際に、2社は、役員級の者による情報交換を継続することとした。

(2) 平成29年12月頃以降、関西電力が九州電力管内の官公庁入札等に参加したことを契機として、3社は、2地区に所在する官公庁等が使用する電気の供給者となるため、2地区の官公庁入札等で安値の電気料金を提示した。

(3) 前記(2)により、2地区に所在する官公庁等の電気料金の水準が低下したことから、2社は、それぞれ、2地区に所在する官公庁等の電気料金の水準の低落を防止して自社の利益を確保する必要性を認識した。

(4)ア 2社は、平成30年8月以降、役員級の者が面談するなどして、遅くと

も同年10月12日までに、2地区の官公庁入札等における安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意した。

イ 九電みらいエナジーは、遅くとも平成30年10月31日までに、九州電力から前記アの面談などの内容を伝達され、前記アの合意に参加した。

(5) 当該合意の下に、

ア 関西電力は、官公庁入札等で電気料金を提示する際に基準となる下限値を引き上げ、2地区の官公庁入札等で自社が提示する電気料金の水準を九州電力に伝える

イ 九州電力は、前記アの関西電力が提示する電気料金の水準を九電みらいエナジーに伝える

ウ 九電2社は、前記アの関西電力が提示する電気料金の水準を踏まえ、2地区の官公庁入札等で提示する電気料金を引き上げる

エ 九電2社は、九州電力管内において関西電力が電気の小売供給を行う官公庁等に係る契約電力の合計（以下、官公庁等に係る契約電力の合計を「需要規模」という。）等を踏まえ、関西電力管内において九電みらいエナジーが電気の小売供給を行う需要規模の上限を設定する

などしていた。

3 実施状況

(1) 九州電力又は九電みらいエナジーは、関西電力との間で部長級の者による面談を開催するなどして、互いに、相手方の供給区域において、官公庁入札等で安値の電気料金を提示していないことを確認するなどし、前記2(4)の合意の実効を確保していた。

(2) 関西電力は、前記2(5)により、九州電力管内の官公庁等が使用する電気の供給者にほとんどなっていなかった。

(3) 九電2社は、前記2(5)により、関西電力管内において九電みらいエナジーが小売供給を行う需要規模を、九州電力管内において関西電力が小売供給を行う需要規模等を踏まえて設定した上限以下に抑制していた。

(4) 3社は、前記2(5)により、2地区に所在する官公庁等の電気料金の水準を上昇させていた。

4 合意の消滅

関西電力は、令和2年10月29日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社における電気の小売供給に係る部門の責任者に対して前記2(4)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気について、互いに、相手方の供給区域において平成30年10月12日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意することにより、公共の利益に反して、2地区に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、九電2社については、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、九電2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和5年3月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 吉 田 安 志

別紙

番号	用語	定義
1	供給区域	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成11年法律第50号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく、一般電気事業を営むことについての許可に係る供給区域
2	九州電力管内	九州電力の供給区域
3	関西電力管内	関西電力の供給区域
4	特別高圧需要	7,000ボルトを超える電圧で電気の供給を受け、契約電力（小売供給に関する契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）が原則として2,000キロワット以上の需要
5	高圧大口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上かつ原則として2,000キロワット未満の需要
6	高圧小口需要	直流にあつては750ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で、交流にあつては600ボルトを超えて7,000ボルト以下の電圧で電気の供給を受け、契約電力が原則として50キロワット以上かつ500キロワット未満の需要
7	官公庁等	特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の使用者であつて、国、地方公共団体、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第2項に規定する特定法人又は政府調達に関する協定附属書I付表3（平成24年3月30日改正）に記載の機関
8	競争入札等	一般競争入札、指名競争入札及び公募型見積り合わせ（

番号	用語	定義
		これらの入札等において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札等がないため当該入札等を不調とし、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。)
9	官公庁入札等	官公庁等が自ら使用する電気の供給者を決定するために実施する競争入札等
10	小売供給	一般の需要に応じ電気を供給すること
11	電気料金	小売供給を行う電気に係る料金